

和遊協 第 393号  
2025年 11月 4日

各組合員 様

和歌山県遊技業協同組合  
理事長 金 貴 如

### ホールにおける防火安全対策の徹底について（依頼）

このことについては、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的に2025年11月9日(日)から同月15日(日)までの7日間、「令和7年秋季全国火災予防運動」が実施されます。

各ホールにおかれましては、日ごろから防火マニュアルの作成、自主的な消防訓練の実施、地域の消防訓練への参加など、様々な防火安全対策に取り組んでおられるところですが、火災が発生した場合、来店されているお客様のみならず従業員や近隣地域に与える影響が大きいことから、自店の失火だけでなく、放火をはじめとした外部要因による火災やその被害拡大防止についても徹底していかなければなりませんので、この運動を契機として添付の参考資料「～防火安全対策のための配意事項～」などを参考に、死角となりやすい箇所の可燃物の整理整頓、従業員による巡回、避難経路の確保をはじめとした対策はもちろんのこと、地元消防機関と連携を密にしながらホールからの火災時案発生ゼロに向け、万全を期していただくようお願いいたします。

#### 【添付資料】

**参考** ～防火安全対策のための配意事項～  
遊技客と従業員の安全を確保するために

この担当 和歌山県遊技業協同組合  
事務局 中島専務理事 丸山事務局長  
電話番号 073-423-0294  
E-mail: shibu@wayukyo.jp

## ～防火安全対策のための配意事項～

遊技客と従業員の安全を確保するために

### 1. 防火管理における責務について

ホールは、消防法において特定防火対象物に指定されています。

防火管理の最終責任者である管理権原者から選任された「防火管理者」は、遊技客や従業員の安全を守る現場責任者として、「消防計画の作成・届出」「消防施設の点検及び整備」「消火、通報及び避難訓練の実施」などの責務を通じて自店の防火対策に万全を期す必要があります。（甲種防火管理者は、法令に基づく5年ごとの再講習が必要です。）

### 2. 出火・放火防止対策の推進及び遊技客への周知

「自らの過失による出火」はもちろんのこと、「放火されない」「放火させない」「被害を大きくしない」ことが重要です。電気配線が集中する天井裏など、目視点検が困難な場所へは煙探知機を設置するなど、死角部分を減少させる店内環境の構築を心がけましょう。また、巡回強化、防犯カメラの増設などの対策について、避難経路の明示と併せ張り紙等で“注意喚起表示”し、遊技客への周知を行いましょう。

### 3. 避難用設備の維持管理及び避難経路の安全確保

火災発生時、階段や避難口、防火扉などの避難用設備の維持管理に不備があれば、避難の際に重大な支障を生じるおそれがあります。また、避難経路上に店内装飾品が落下したり出玉箱が散乱するなどにより円滑な避難を妨げるおそれがあります。

日頃の清掃活動と併せ、避難用設備や店内装飾品及び賞品陳列棚の配置などを点検確認するとともに、転倒防止器具を施すなど、避難経路の安全確保に努めましょう。

### 4. 消防訓練・防火訓練の徹底

火災発生時の初期消火や避難誘導を確実に実施するためには、法令で定められた消防訓練等を通じた従業員への“防火教育”を意識することが重要です。

なお、ホール内においては、日頃から自動火災報知設備から発せられる警報音が他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞こえる店舗内の音響環境を確保している必要があります。そのため、消防訓練の際には、営業中の店舗状況に近い環境下（BGMを流す、遊技機を稼働させる等）において実施することを心がけましょう。

また、日頃から遊技客からの苦情や相談等には誠実に対応すること、周辺住民や地元消防機関等との連携を密にし関係を良好に保つことなどにより、放火を含めた各種事件発生を未然に防ぐという意識を全従業員が共有することを心がけましょう。